

あきた し じょうれいだい ごう
秋田市 条例第41号

あきた し しょう ひと ひと とも い じょうれい
秋田市 障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり 条例

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう
第1章 総則（第1条—第7条）

だい しょう しょう りゆう さべつ かいしょう
第2章 障がいを理由とする差別の解消

だい せつ しょう ひと たい さべつ きんしとう だい じょう だい じょう
第1節 障がいのある人に対する差別の禁止等（第8条・第9条）

だい せつ しょう りゆう さべつ たい そうだんたいせい だい じょう
第2節 障がいを理由とする差別に対する相談体制（第10条—
第13条）

だい せつ あきた し しょう しや さべつ かい しょう ちよう せい い いん かい だい じょう だい じょう
第3節 秋田市障がい者差別解消 調整委員会（第14条—第17条）

だい しょう きようせい しやかい じつげん む きほん しさく
第3章 共生する社会の実現に向けた基本となる施策

だい せつ り かい そくしん だい じょう だい じょう
第1節 理解の促進（第18条・第19条）

だい せつ しょう ひと じょうほう しゆとく い し そつう だい じょう
第2節 障がいのある人の情報の取得および意思疎通（第20条
—第23条）

だい せつ しょう ひと じりつ しやかいさん か だい じょう だい
第3節 障がいのある人の自立および社会参加（第24条・第25
条）

だい しょう ざつそく だい じょう
第4章 雑則（第26条）

ふそく
附則

ほんし しょう う む あんしん く
本市では、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせるよう、こ
れまでもさまざま しさく すいしん
様々な施策を推進してきました。

しかしながら、しょう ひと しょう たい しゆう い り かい ぶ
障がいのある人は、障がいに対する周囲の理解不
そく ご かい へんけん しょう りゆう ふ り えき とりあつか う
足や誤解、偏見により障がいを理由に不利益な取扱いを受けたり、
しょう たい はいりよ じゆうぶん にちじょうせいかつ しやかいせいかつ
障がいに対する配慮が十分でないことから、日常生活や社会生活の
さまざま ばめん せいげん う
様々な場面において制限を受けたりすることがあります。

じょうきよう ふ しょう ひと う せいげん こじん
このような状況を踏まえ、障がいのある人が受ける制限を個人の
もんだい し みるひと り もんだい とら し じぎょうしや
問題としてではなく、市民一人ひとりの問題と捉え、市、事業者およ
び市民が し みる きようりよく もんだい とく く ひつよう
協力してこの問題に取り組んでいく必要があります。

市民一人ひとりが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し、ともに支え合い、地域で安心して暮らしながら生きがいを持って参加することができる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民一人ひとりが互いに人格および個性を尊重し、相互に理解を深め、支え合いながら暮らすことができる社会（以下「共生する社会」という。）の実現に向けて、基本理念を定め、市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者をいう。
- (3) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいのある人に対し不利益な取扱いをすることをいう。
- (5) 合理的配慮 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない範囲

内において、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢および障がいの状態に応じて行う必要かつ適当な変更および調整をいう。

(6) 差別 不当な差別的取扱いおよび合理的配慮の不提供をいう。

(基本理念)

第3条 共生する社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(1) 障がいがある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであること。

(2) 不当な差別的取扱いによって、障がいのある人の権利利益が侵害されないこと。

(3) 障がいのある人が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、合理的配慮の提供がなされること。

(4) 障がいのある人への支援は、障がいのある人の選択を尊重するとともに、障がいおよび障がいのある人に対する理解を深めることにより行うこと。

(5) 誰もが互いに意思を伝えあい、理解しあえるよう、言語（手話を含む。以下同じ。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(6) 障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けた基本となる施策の推進は、市、事業者、市民および関係機関が相互に連携して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）

にのっとり、障がいおよび障がいのある人に対する事業者および市民の理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消および共生する社会の実現に向けて必要な施策を実施するものとする。

じぎょうしゃ せきむ
(事業者の責務)

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん しょう しょう
第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がいおよび障がいの
ひと たい りかい ふか し じつし しさく すいしん きょうりよく
ある人に対する理解を深め、市が実施する施策の推進に協力する
とともに、しょう ひと たい ごうりてきはいりよ ていきょう つと
とともに、障がいのある人に対し合理的配慮の提供をするよう努
めるものとする。

しみん せきむ
(市民の責務)

だい じょう しみん きほんりねん しょう しょう
第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がいおよび障がいのある
ひと たい りかい ふか し じつし しさく すいしん きょう
人に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策の推進に協
りよく つと
力するよう努めるものとする。

ざいせいじょう そち
(財政上の措置)

だい じょう し じょうれい もくてき たつせい ひつよう ざいせいじょう そ
第7条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措
ち こう つと
置を講ずるよう努めるものとする。

だい しょう しょう りゆう きべつ かいしょう
第2章 障がいを理由とする差別の解消

だい せつ しょう ひと たい きべつ きんしとう
第1節 障がいのある人に対する差別の禁止等

ふとう きべつてきとりあつか きんし
(不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう し じぎょうしゃ しみん ふとう きべつてきとりあつか
第8条 市、事業者および市民は、不当な差別的取扱いをすること
により、しょう ひと けんりりえき しんがい
により、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

ごうりてきはいりよ ふていきょう きんしとう
(合理的配慮の不提供の禁止等)

だい じょう し じむまた じぎょう おこな あ しょう
第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある
ひと げん しやかいてきしょうへき じよきよ ひつよう むね いし ひようめい
人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明が
あった場合、ばあい ごうりてきはいりよ ていきょう
あった場合は、合理的配慮の提供をしなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、しょう ひと げん
に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場
あ い ごうりてきはいりよ ていきょう つと
合は、合理的配慮の提供をするよう努めるものとする。

だい せつ しょう りゆう きべつ たい そうだんたいせい
第2節 障がいを理由とする差別に対する相談体制

そうだん
(相談)

だい じょう しょう ひと とうがいしょう ひと かぞく た かんけい
第10条 障がいのある人、当該障がいのある人の家族その他の関係
しゃ い か しょう ひととう また じぎょうしゃ し たい
者（以下「障がいのある人等」という。）又は事業者は、市に対

し、障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}に関する相談^{かんそう}をすることができるものとする。

2 市^しは、障がい^{しょうがい}のある人等^{ひととうまた}又は事業者^{じぎょうしゃ}から前項^{ぜんこう}に規定^{きてい}する相談^{そうだん}を受けたときは、必要^{ひつよう}に応じて次に掲げる対応^{たいおう}を行うものとする。

(1) 障がい^{しょうがい}のある人等^{ひととう}および当該相談^{とうがいそうだん}に係る事案^{かかじあん}（以下「相談事案^{いかに}」^{そうだんじあん}）という。）の関係者^{かんけいしゃ}への事実^{じじつ}の確認^{かくにん}

(2) 障がい^{しょうがい}のある人等^{ひととう}および相談事案^{そうだんじあん}の関係者^{かんけいしゃ}への相談事案^{そうだんじあん}の解決^{かいけつ}に必要な支援^{しえん}

(3) 関係行政機関^{かんけいぎょうせい}との連絡調整^{れんらくちようせい}

(4) 前3号^{ぜんごう}に掲げるもののほか、障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}を解消^{かいしょう}するために必要^{ひつよう}な対応^{たいおう}

(助言^{じよげん}又はあっせん^{もうした}の申立^{もうした}て)

第11条 前条第1項^{だいいちじょうぜんじやうだいこう}に規定^{きてい}する相談^{そうだん}をした障がい^{しょうがい}のある人等^{ひととうまた}又は事業者^{じぎょうしゃ}は、同条第2項^{どうじやうだいこう}の規定^{きてい}による対応^{たいおう}が行われてもなお相談事案^{そうだんじあん}が解決^{かいけつ}されないときは、市長^{しちやう}に対し、当該相談事案^{とうがいそうだんじあん}を解決^{かいけつ}するために必要^{ひつよう}な助言^{じよげん}又はあっせん^{もうした}を行うべき旨^{おこなむね}の申立^{もうした}てをすることができる。ただし、当該障がい^{とうがいしやう}のある人の家族^{ひと}その他の関係者^{かぞく}が助言^た又はあっせん^{かんけいしゃ}を行うべき旨^{じよげんまた}の申立^{もうした}てをしようとする場合^{ばあい}において、当該申立^{とうがいもうした}てをすることが当該障がい^{とうがいしやう}のある人の意^{ひと}に反^いすることがあきらかであるときは、この限り^{かぎ}でない。

2 前項^{ぜんこう}の申立^{もうした}ては、行政不服審査法^{ぎやうせいふふくしんさほう}（平成26年法律第68号^{へいせいねんほうりつだいいちじやう}）その他の法令^{たほうれい}に基づく不服申立^{ふふくもうした}ての手続^{てつづき}をすることができる行政庁^{ぎやうせいちやう}の処分^{しよぶん}に対しては、することができない。

(助言^{じよげん}又はあっせん)

第12条 市長^{だいいちじやうしちやう}は、前条第1項^{ぜんじやうだいこう}の申立^{もうした}てがあった場合は、調整委員^{ばあいちやうせい}会^{いん}（第14条^{だいいちじやう}に規定^{きてい}する調整委員^{ちやうせい}会^{いん}をいう。以下この条^{いか}において同^じじ。）^{じよ}に対し、助言^{たい}又はあっせん^{じよげんまた}を行うこと^{おこな}の適否^{てきひ}について審議^{しんぎ}を求め^{もと}るものとする。

2 調整委員会ちようせい いんかいは、前項ぜんこうの助言じよげん又はあつせんまたを行うことおこなの適否てきひを判断はんするために必要ひつようがあると認めるときは、当該とうがい申立もうしたに係るかか相談そうだん事案じあんの関係者かんけいしやに対し、調整委員会ちようせい いんかいへの出席しゆつせきを求め、説明せつめいもしくは意見いけんを聴き、又は資料またの提出しりようを求めることができる。

3 市長しちようは、調整委員会ちようせい いんかいからの答申とうしんを受け、助言また又はあつせんうを行うことが適当じよげんであると認めるときは、当該とうがい申立もうしたに係るかか相談事案そうだん じあんの関係者かんけいしやに対し、助言また又はあつせんおこなを行うものとする。

(勧告)
かんこく

第13条 市長しちようは、前条ぜんじようだい第3項こうの規定きていにより助言また又はあつせんおこなを行った場合ばあいにおいて、障がいしょうがいを理由りゆうとする差別さべつを行ったと認められる者ものが、正当な理由せいとうなく当該助言とうがい又はあつせんじよげんに従わないときは、当該助言とうがい又はあつせんまたに従うよう勧告かんこくすることができる。

第3節 秋田市障がい者差別解消調整委員会

(設置)
せつち

第14条 この条例じようれいの規定きていによりその権限けんげんに属させられた事項じこうを処理しよりするため、秋田市障がい者差別解消調整委員会あきた ししよう しや さべつかいしようちようせい いんかい（以下「調整委員会」という。）を置く。

(組織)
そしき

第15条 調整委員会ちようせい いんかいは、委員いん12人以内にん い ないをもって組織そしきする。

2 委員いんは、次の各号つぎ かくごうのいずれかに該当がいとうする者もののうちから、市長しちようが委嘱いしよくする。

(1) 障がいしょうがいのある人ひと、当該障がいとうがいのある人ひとの家族かぞくおよび当該障がいとうがいのある人ひとを支援しえんする者ものが組織そしきする団体だんたいを代表だいひようする者もの

(2) 事業者じぎようしや

(3) 福祉ふくし、医療いりよう、雇用こようおよび教育きよういくに関する事業かんに従事じぎようする者じゆうじ

(4) 学識経験がくしきけいけんを有ゆうする者もの

(5) 前各号ぜんかくごうに掲げる者かかのほか、市長しちようが適当てきとうと認めみとめる者もの

(委員の任期等)
いん にん き とう

第16条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(規則への委任)

第17条 この節に定めるもののほか、調整委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 共生する社会の実現に向けた基本となる施策

第1節 理解の促進

(啓発活動の推進)

第18条 市は、障がいおよび障がいのある人に対する事業者および市民の理解を深めるための広報その他の啓発活動を推進するものとする。

(交流の機会の確保等)

第19条 市は、障がいがある人もない人も相互に理解を深めることができるよう、交流の機会の確保等に努めるものとする。

第2節 障がいのある人の情報の取得および意思疎通

(情報の取得および意思疎通における支援)

第20条 市は、障がいのある人が容易に情報の取得および意思疎通をすることができるようにするため、必要な支援を行うものとする。

(障がいのある人に配慮した情報の提供)

第21条 市は、障がいのある人が情報を速やかに得ることができるよう、言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他の障がいの特性に配慮した手段等による情報の提供を行うよう努めるものとする。

(意思疎通の手段の普及)

第22条 市は、言語、文字の表示、筆記、点字、平易な表現その他の障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段の普及に努めるものとする。

のとする。

(意思疎通の支援者の養成等)

第23条 市は、手話通訳その他の方法により障がいのある人の意思疎通を支援する者の養成および技術の向上のため、必要な支援に努めるものとする。

第3節 障がいのある人の自立および社会参加

(移動の手段への支援)

第24条 市は、障がいのある人の自立および社会参加の促進のため、障がいのある人が移動の手段を確保し、安全で快適に利用することができるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解および協力を得るよう努めるものとする。

(就労および雇用への支援等)

第25条 市は、国、他の地方公共団体および関係機関と連携し、障がいのある人の就労が促進されるよう、障がいのある人が必要とする就労に係る相談を受け、および支援を行うものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体および関係機関と連携し、事業者が障がいのある人の障がいの特性を理解し、障がいのある人の雇用の機会を広げるために必要な支援を行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。